

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和4年9月5日）

○議事日程

令和4年9月5日 午後2時 開議

第1 会期の決定

第2 報告第3号 令和3年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監4の第4号 例月出納検査結果報告の提出について

## ○出席議員 22人

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 高山美佳君  | 12番 | 北野妙子君  |
| 2番  | 岡田妥知君  | 13番 | 木下吉信君  |
| 3番  | 金子恵美君  | 14番 | 太田晶也君  |
| 4番  | 山田はじめ君 | 15番 | 長岡ゆりこ君 |
| 5番  | 梅園周君   | 16番 | 鑄方淳治君  |
| 6番  | 片山一步君  | 17番 | 畑中一成君  |
| 7番  | 高見亮君   | 18番 | 谷沢千賀子君 |
| 8番  | 山田正和君  | 19番 | 中田靖人君  |
| 9番  | 辻義隆君   | 20番 | 平野良子君  |
| 10番 | 山口悟朗君  | 21番 | 高島賢君   |
| 11番 | 前田和彦君  | 22番 | 工藤百合子君 |

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|             |           |
|-------------|-----------|
| 管 理 者       | 松 井 一 郎   |
| 副 管 理 者     | 大 松 桂 右   |
| 事 務 局 長     | 青 野 親 裕   |
| 総 務 部 長     | 徳 本 善 久   |
| 施 設 部 長     | 金 子 正 利   |
| 総務部総務課長     | 吉 村 直 也   |
| 総務部経理課長     | 嶋 村 浩 一   |
| 施設部施設管理課長   | 藤 井 良 一   |
| 施設部建設企画課長   | 宮 井 勝 久   |
| 西 淀 工 場 長   | 畑 森 俊 伸   |
| 平 野 工 場 長   | 下 田 洋 彰   |
| 東 淀 工 場 長   | 山 田 浩     |
| 八 尾 工 場 長   | 雑 喉 礼 人   |
| 舞 洲 工 場 長   | 梅 本 勝 美   |
| 代 表 監 査 委 員 | 阪 井 千 鶴 子 |

## 開 会

令和4年9月5日午後2時開会

○議長（高山美佳君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより、大阪広域環境施設組合議会令和4年第2回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（高山美佳君） この際申し上げます。

本日の会議録署名議員に、畑中一成君、谷沢千賀子君の御両君を指名いたします。

○議長（高山美佳君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（高山美佳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（高山美佳君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高山美佳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（高山美佳君） 次に、日程第2、報告第3号、令和3年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

○議長（高山美佳君） 理事者の説明を求めます。

青野事務局長。

（事務局長青野親裕君、答弁席へ）

○事務局長（青野親裕君） それでは、報告第3号、令和3年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告の件につきまして、御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページを御覧ください。

歳入につきましては、歳入合計欄にありますように予算現額197億7,622万6,000円に対しまして、収入済額は192億3,987万3,499円でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入の主な内容を申し上げます。

初めに、第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は、107億2,916万5,811円でございます。

各構成市の分担金は、備考に記載のとおり大阪市が88億4,277万808円、八尾市が8億2,552万5,809円、松原市が4億2,928万9,729円、守口市が6億3,157万9,465円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収

入済額は759万3,387円ございまして、焼却工場及び北港処分地にかかる施設使用料でございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の収入済額は22億2,254万6,000円ございまして、焼却工場施設整備にかかる循環型社会形成推進交付金の収入でございます。

次に、第4款財産収入、第1項財産売却収入の収入済額は2,341万4,050円ございまして、金属廃材などの物品売却代金でございます。

次に、第5款諸収入、第1項預金利子の収入済額は3万8,570円ございまして、歳計現金運用等による預金利子収入でございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

第2項雑入、第1目廃棄物処理収入の収入済額は、31億5,456万1,909円ございまして、破碎施設において回収しました金属売却収入、ごみ焼却時の余熱を利用した発電における余剰電力の売却収入等でございます。

次に、第2目雑入の収入済額は、5,155万3,772円ございまして、焼却処理事業等に伴います雑収でございます。

次に、第6款組合債、第1項組合債の収入済額は、30億5,100万円ございまして、焼却工場の施設整備にかかる組合債発行による収入でございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

続きまして、歳出決算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻りください。

歳出につきましては、歳出合計欄にございますように予算現額197億7,622万6,000円に対しまして、支出済額は192億3,987万3,499円でございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

歳出の主な内容を申し上げます。

第1款議会費、第1項議会費の支出済額は、87万6,135円ございまして、議会運営に要した経費でございます。

次に、第2款総務費、第1項総務費の支出済額は、5億1,116万9,675円ございまして、総務部職員の給料、組合の管理運営事務に要した経費でございます。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費の支出済額は174億2,158万5,548円ございまして、施設部職員

の給料、焼却工場の運営、維持管理等に要した経費でございます。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

第4款公債費、第1項公債費、第1目元金の支出済額は12億214万9,994円、次の第2目利子の支出済額は1億409万2,147円でございます。大阪府から引き継ぎました焼却工場や北港処分地の整備事業費として借り入れた地方債等の元利償還金でございます。

なお、第5款予備費でございますが、当初予算1,000万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上が歳出決算の概要でございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入決算額及び歳出決算額ともに192億3,987万3,000円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに0円でございます。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。

財産に関する調書でございます。

まず、1、公有財産のうち（1）土地及び建物でございますが、その他の行政機関として、非木造の建物が22万8,923.81平方メートルでございます。焼却工場でございます。

続きまして、30ページを御覧ください。

（5）無体財産権でございますが、特許権が1件となっており、内容といたしましては、焼却施設等に関する特許でございます。

続きまして、31ページを御覧ください。

2、物品でございますが、取得価格が50万円以上の物品について掲載しておりまして、111点でございます。

また、3、債権につきましては、表に記載のとおり、2件の保証金がございます。

引き続きまして、令和3年度、大阪広域環境施設組合歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書について、御説明させていただきます。

報告書の1ページを御覧ください。

最下段でございます。第2、主要な事業の成果でございます。

まず、1、歳入の（1）発電収入でございますが、下から2行目を御覧ください。

令和3年度における売電量につきましては、括弧内に記載しておりますとおり、電力会社につきまして、2億9,387万キロワットアワー、その他施設につきまして、

311万キロワットアワーとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

中段から少し上の（3）廃棄物処理費でございますが、まず、①焼却処理におきまして、令和3年度の焼却処理実績を表にまとめております。

なお、資料につきましてはキログラム単位で表記しておりますが、御説明はトン単位で申し上げます。

年間焼却処理量は、98万3,960トンでございます。その内、構成市分といたしましては、大阪市分85万6,493トン、八尾市分6万6,883トン、松原市分2万9,012トン、守口市分3万1,572トン焼却処理しております。

次に、②破碎処理でございますが、令和3年度の破碎処理実績を表にまとめております。

破碎処理実績といたしまして、年間破碎処理量8,230トン、その内、鉄・アルミの資源化量が1,648トンとなっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

③埋立処分でございますが、令和3年度の埋立処分実績を表にまとめております。

年間埋立処分量は、14万7,290トンでございます。

報告第3号、令和3年度、大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告に関する説明につきましては以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（高山美佳君）** 次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

（代表監査委員阪井千鶴子君、答弁席へ）

**○代表監査委員（阪井千鶴子君）** 令和3年度の一般会計歳入歳出決算の審査につきましては、お手元に配付のとおり決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出しておりますが、その概要について御説明いたします。

お手元の意見書の表紙から3枚目、1ページをお開き願います。

初めに、第1、大阪広域環境施設組合監査委員監査基準への準拠から第6、審査の実施場所及び日程にかへましては、本決算審査の概要を記載しております。

本審査は、地方自治法第233条第2項に規定された決算審査であり、対象は令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算としております。

審査を行うに当たっては、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主たる着眼点といたしました。

審査の手続きにつきましては、試査を基本とし、決算等に対する分析的手続、関連証憑の突合、関連書類の閲覧等の手法を組み合わせ実施いたしました。

次に、第7、審査の結果でございますが、上記の第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められたところでございます。

次に2ページを御覧ください。

第8、意見につきまして御説明いたします。

1、歳入・歳出についての（1）総括ですが、令和3年度の大阪広域環境施設組合一般会計における決算額は、歳入・歳出とも192億3,987万3,000円であり、令和2年度の決算額163億512万円から29億3,475万3,000円の増となっており、増加率としては18%の増となっております。

この主な要因は、歳入、歳出ともプラント設備更新工事の計画に沿った事業進捗に伴って住之江工場更新事業費が増加したことによるものでございます。

歳入におきましては、住之江工場更新事業費に関連する国庫支出金及び組合債を合わせた収入が前年度と比較して20億4,565万3,000円の歳入増となり、歳出においては住之江工場更新事業費が前年度と比較して25億6,095万5,000円の歳出増となっており、このように歳入・歳出の両面において住之江工場更新事業の進捗が大きく影響しておりました。

令和3年度予算の執行はおおむね適正に行われていたところでございますが、住之江工場の竣工後、間を空けることなく鶴見工場建替事業に着手すること、また、経年劣化が進行する焼却工場の整備工事など施設整備費が増加傾向にあること、さらに物価上昇に伴う歳出の増加が見込まれることから、これまでも増して発電収入やその他自主財源の最大化を目指しつつ、効率的かつ効果的な事業運営による経費削減に努めるよう求めています。

続きまして、5ページを御覧ください。

（2）発電収入についてでございますが、前年度に比べ売電量は微増となりましたが、発電収入は前年度から8億1,953万2,000円の減となっております。

引き続き工場の安定稼働に努めるとともに、発電量

の増大や発電効率の向上、売電単価の上昇につながる工夫を講じ、発電収入の確保に努めるよう求めています。

続きまして、6ページを御覧ください。

（3）焼却工場別決算状況についてでございますが、平成29年度以降、工場全体では人件費の減を物件費の増が上回る状況が続いていること、ここ最近の物価上昇を踏まえ、引き続き焼却工場の安定稼働と経費の低減化に最大限努めるよう求めています。

続きまして、7ページを御覧ください。

2、経営計画【第2次】についてですが、現在の経営計画は第2次計画として令和3年2月に新たに策定されたもので、これに対し、昨年度の意見書では、設定された目標にはその評価指標が必ずしも明快ではないものも見受けられることを指摘し、可能な限り定量的な評価指標を設定するよう努めることを求めています。

令和3年度の年次報告書では評価指標を定めてこれに基づき評価していることを踏まえ、令和3年度に達成した目標については取組みを継続し、未達成の目標については早期に達成するよう努めること、また、進捗状況の評価に基づく中間総括も視野に入れながら、目標達成に向けて取り組むよう求めています。

次に、3、住之江工場の更新・運営事業についてですが、まず、令和4年度の竣工に向けて、住之江工場更新工事における設計・施工モニタリングマニュアルに基づき、引き続き適正に工事監理を行うよう求めています。

また、膨大な工事関係資料を整理し、竣工後に運営監督を行う職員に適切に引継ぎを行うよう求めています。

さらに、本事業は令和5年度から20年間にわたる施設運営を事業者に委ねるものであり、安全かつ安定した運営のため、運営段階におけるモニタリングのためのマニュアルが必要であることをこれまでの意見書でも述べてきました。

マニュアルについては、試運転を開始する令和4年11月までに策定するというところでございますので、令和5年度からの本格運用開始に向けて十分な検証を行い、適正な運営のモニタリングに努めるよう求めています。

また、次に建替工事を控える鶴見工場や今後の建替事業に対し、今般の住之江工場の更新において得られた知見が十分引き継がれるよう整理し、新たな設計・施工モニタリングマニュアル等に反映するなどにより一層効

果的かつ効率的に建替事業が進行するよう取り組むよう求めています。

次に、4、鶴見工場建替事業についてでございますが、鶴見工場建替事業については、事業契約を令和4年度に締結し、令和10年度末竣工を目指すということで、前述の設計・施工モニタリングマニュアルについては令和4年9月末を目途に策定するとのことでございます。

意見といたしましては、本組合におけるごみ焼却事業を将来にわたり円滑に推進するため、計画通りに事業が進むよう努めることを求めています。

続きまして、8ページを御覧ください。

5、新型コロナウイルス感染症の流行が各事業に与えた影響についてでございますが、ごみ焼却量については新型コロナウイルスの感染前後にあたる令和元年度から2年度にかけて4.5%の減少が見られたものが、令和3年度では0.07%の微増と横ばいになっております。

支出につきましては、マスクや手指消毒液の購入など感染対策に係る経費が生じているものの、今般の決算には大きな影響は見受けられませんでした。

環境施設組合では令和3年9月に「感染症対策の手引き」及び「新型コロナウイルス感染症対策の手引き」を作成し、組織的な対応ができるように講じていることを踏まえ、意見といたしましては、必要に応じて手引きの見直しを行うとともに、引き続き感染対策の徹底を図り、工場の安定的な運営に努めるよう求めています。

また、感染対策を進める中で、いわゆるウェブ会議の方法での会議の開催や、Y o u t u b e 等を活用したバーチャル工場見学のインターネット上での公開など、業務におけるI C Tの活用が進められており、これを踏まえ、新型コロナウイルスの感染状況にかかわらず、今後ともこうした取組みにより、さらなる業務の効率化に努めるよう求めています。

その上で、最後に、令和4年度より外国人観光客の受入や各種イベントが再開され、ごみ焼却工場でも一般の見学者の受入を再開していることを踏まえ、不特定多数の入場を想定した感染対策を講じ、工場の運営に支障を及ぼす事態にならぬよう、感染拡大防止に努めることを求め、この意見書における意見を締めくくっております。

決算審査意見書の概要説明につきましては、以上のとおりとなります。

○議長（高山美佳君） これより質疑を行います。

○議長（高山美佳君） 山口悟朗君の質疑を許します。  
10番山口悟朗君。

（10番山口悟朗君、発言席へ）

○10番（山口悟朗君） 公明党の山口です。よろしくお願ひいたします。

私からは、先ほど、理事者の方からも御説明がございました、令和3年度決算に関してお聞きをいたします。

組合の歳入の中で、最も大きな自主財源はごみ発電に伴う売電収入であるとお伺いしました。

御説明の中で、売電収入が前年度から約8億2,000万円減となったとお聞きしておりますが、具体的な売電量や売電収入について、令和2年度と令和3年度を比較して教えていただきたい。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

嶋村総務部経理課長。

（総務部経理課長嶋村浩一君、答弁席へ）

○総務部経理課長（嶋村浩一君） お答えいたします。

ごみ発電収入に伴う売電量及び売電収入についてのお尋ねでございますが、令和3年度の売電実績は、約29万7,000メガワットアワーを売却し、30億7,034万1,676円の収入でございました。

一方で、令和2年度の売電実績につきましては、約29万5,000メガワットアワーを売却し、38億8,987万3,398円の収入でございましたことから、売電収入は約8億2,000万円の減となっております。

令和2年度と令和3年度の売電電力量にそれほど差はございませんが、売電の入札を実施いたしました結果、令和2年度に比べて令和3年度の売電単価が下がりましたことや、固定価格買取制度による適用期間は工場から送電開始後20年とされている中で、舞洲工場が令和3年6月に期間満了となりましたことにより、売電収入の減となっております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 売電単価が減少したのは、入札による売電単価の低下や固定価格買取制度の適用期間が満了したことが原因とのことでした。

適用期間を考えますと、平野工場が令和5年7月末に、東淀工場が令和12年7月末に期間満了になるとお聞きしており、組合における大きな収入源であります売電収入が低下することが想定されます。

そこで、組合として、売電収入を確保するために取

り組んでいることがございましたら教えてください。

○議長（高山美佳君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後、平野工場、東淀工場における固定価格買取制度の期間満了に伴い、売電収入の減少が見込まれます。

このため、組合としては固定価格買取制度の適用を受けない電力の売却にあたっては、化石燃料から得られた電気ではないことを証する非化石証書を付帯することで売電単価を増加させることに努めております。

また、新たに竣工する住之江工場では高効率な発電設備の導入及び所内消費電力の省力化により売電量の確保に努めるとともに、新規に固定価格買取制度への登録を行う等、売電収入の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、工場の故障等による焼却炉の停止は発電収入の減少だけでなく、電力購入による支出の増加につながることから、適切かつ計画的な整備を行うことにより安定稼働に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 組合として、様々な取組を行いまして、売電収入の確保に努めていくということでした。

ところで、先日、長崎市が出資して設立された地域新電力について視察してきました。

そこで、少し長くなるのですが、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO2削減を図るとともに、新たな脱炭素事業の創出することで、地域内資金の循環を促し、雇用の創出や地域活性化につながる脱炭素なまちづくりを推進するというような理念を掲げまして、ごみ発電による電力やメガソーラーによる電力を活用した電力小売事業を展開していました。

こうした考え方を導入することで、再生可能エネルギーであるごみ発電による電力を十分に活かし、脱炭素化に向けた動きをさらに加速させ、収入の確保を図ることができないでしょうか。

ぜひともお答え願います。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

現在、各地において設立されている地域新電力は、地域内に存在する再生可能エネルギーを中心に電力を調達するとともに、それらの電力を地域内に供給する再生可能エネルギーの地産地消の推進、新たな事業の創出による地域内での資金循環や雇用の創出、地域活性化を推進するといったメリットを有しております。

しかしながら、一方では課題も有していると考えております。

例えば、自治体が関与している地域新電力の多くは、自らが所有または契約している太陽光発電やごみ発電といった自前の電力から供給を行うとともに、不足する電力については電力市場から調達しておりますが、その電力調達価格は市場価格に連動しているため、昨今の電力価格高騰などの影響を受けることとなり、地域新電力の収益に大きく影響を及ぼすこととなります。

加えて、再生可能エネルギーの地産地消を推進していくためには、新たな電源や供給先の確保が必要となりますが、それには新たな投資や民間の小売電気事業者との競合による経営リスクが存在する等、様々な課題があると考えております。

なお、組合の焼却工場におきましては、現在でも焼却工場に隣接する環境事業センターや屋内プール等に電力を供給するなど、一部、地域におけるエネルギーの活用に努めています。

こうした状況を踏まえ、地域新電力のメリットや課題について、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 地域新電力はメリットだけでなく、様々な課題を有しているということですが、脱炭素化に向けた地域づくりという点でも、エネルギーの地産地消を推進していくということは、大切だと思いますので、引き続き調査を進めていただくようお願いいたします。

ごみ発電に伴う電力はカーボンニュートラルな再生可能エネルギーであり、売電による収入は組合の大きな収入源でございます。

今後、固定買取制度の期間満了等に伴いまして、売電収入の減少が見込まれる中、その確保に向けた取組

みが重要であると考えます。

組合を取り巻く環境や脱炭素化に向けた社会情勢等を踏まえながら、引き続きごみ発電について最良の活用方法を目指した取り組みを進めていただきたいと思います。組合としてどのように考えているのかお聞かせ願います。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

現在、脱炭素化の実現に向けて、ごみ発電を含む再生可能エネルギーに注目が集まっており、これらを積極的に活用することが求められております。

一方で、ごみ発電については組合の歳入の中でも、最も大きな自主財源であり、これまでも歳入の確保に努めていますが、売電収入は社会情勢等の影響により大きく変動している状況でございます。

加えて、国が進める再生可能エネルギーの推進にかかる施策についても、日々、変化しております。

組合としては、工場の安定稼働に努め、売電量を確保するとともに、売電に当たっては、ごみ発電における再生可能エネルギーとしての価値を最大限に生かしながら、電力市場の動向や国の施策等を踏まえ、ごみ発電の積極的な活用と歳入の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 今回、ごみ発電の活用と売電収入について、質疑をさせていただきました。

引き続き、ごみ発電の積極的な活用と、さらに有効な活用方法についての検討を進めていただくことをお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高山美佳君） 次に長岡ゆりこ君の質疑を許します。

15番長岡ゆりこ君。

（15番長岡ゆりこ君、発言席へ）

○15番（長岡ゆりこ君） 日本共産党の長岡ゆりこです。

私の方からは、これまでずっと日本共産党が指摘をしてまいりました、職員を減らし続けるのを止めて、新たな雇用を進めていくべきであるという点について、まず伺いたいと思います。

本決算でも焼却工場に勤める職員の採用が長らく凍結をされ、年々職員が減ってきている現状を改善していないことは問題だと考えます。

市民生活にとって大切なごみ処理に支障をきたすのではないかと懸念も大きくなっています。

まずは、令和2年度と令和3年度の焼却工場に勤める職員数がどう変わったかについて伺います。

また、現在、技能職員で一番若い年齢の方は何歳なのでしょう。

来年度から技能職員の採用を始めていくとお聞きしておりますが、いつから採用がなされていないのかという点も併せてお答えください。お願いします。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

吉村総務部総務課長。

（総務部総務課長吉村直也君、答弁席へ）

○総務部総務課長（吉村直也君） お答えいたします。

焼却工場の令和3年度決算における職員数は396名であり、令和2年度決算における職員数から13名の減となっております。

また、最も若い技能職員の年齢は令和4年4月1日現在で39歳でございます。

さらに、いつから技能職員を採用していないのかとお尋ねでございますが、当組合設立以前の平成18年度から、大阪市において技能職員の採用を行っておらず、当組合の技能職員は、全員、平成27年の組合設立時に大阪市職員から身分移管をした職員であり、設立以降も現在まで新規採用は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） ありがとうございます。

今、答弁いただいた職員数の減については、決算意見書の6ページ、端末を御覧の方は86ページにある各焼却工場の決算状況の一覧表が分かりやすいかと思いますが、職員数が全ての焼却工場で軒並み減らされて、13人の減になっているということが分かります。

ちょっとびっくりする程の削減だと思います。

また、答弁にあったとおり、一部事務組合になる以前から、つまりこの環境施設組合設立当初から新規採用はしていないということです。

一番若い方が39歳だと伺いましたが、現在お一人だけかろうじて30代とのことで、この方は今年度中に40歳になって、20代、30代は一人もいなくなると

のことで、これもびっくりするような現状だと思います。

来年度からようやく新規採用をするとのことですが、それでも、新たな職員が入ってきたこともない職場で、そして新卒の採用であればジェネレーションギャップも非常に大きい中で、技術やスキルの継承がちゃんとなされていくのか、困難なのではないですかということを御指摘したいと思います。

大阪広域環境施設組合のホームページを見せさせていただきますと、技術レポートというのが掲載されています。

最新号は第24号で、まえがきに第1号は昭和62年度の大阪市環境事業局の時代に発刊されて、その後33年を経て、環境施設組合としての発刊は3回目と書かれています。これがすごいですよね。「搬入物検査における電子化の試み」、タブレット使用ですよね。このレポートに始まりまして、「混練機加湿水配管のゲル状堆積物による閉塞対策の検証」とかです、ね、「集塵装置入口ダンパ検出器の改善について」とか、「バグフィルター設備の信頼性向上に関する取り組み」などなどです、ね、各工場からの技術レポートが多岐にわたって掲載されていて、本当に幅広い技術に支えられて、私達は何気なく家庭から出しているごみがきちんと処理・処分されているということが分かって胸が熱くなります。

また、その前の第23号には環境対策としてのISO14001の10年間の歩みとかです、ね、私の地元の東淀工場さんが見学に来てくれる子どもたちのために、廃材を使って模擬クレーンを作ったと、その製作レポートも掲載されていました。

職員さん達の心意気も感じて本当に胸が熱くなります。この技術の継承というのが大切です、ね。技術や心意気を守り、伝えていくことが市民サービスを守っていただくことに直結すると思います。

ギリギリの人数で工場を運営したり、20代、30代が一人もいないという偏った組織では、やはり問題が大きい。きちんと技術を伝えなければもったいないと思います。

これまでどおりの職員削減ありきでは、一部事務組合の担う公的な役割の後退。ひいては、市民サービスの大幅後退につながってしまう。来年度は新規採用により、ようやく踏み出すとのことですが、組織の活性化、発展のために人員の増加、幅広い年代が働ける組織へと方向転換が必要であるということも御指摘させていただきたいと思います。

次に、ごみ焼却工場の建替えについてもお聞きしてまいります。

まず、工場施設建設の令和3年度の歳出について御説明いただきたいのと、住之江工場の更新・運営事業は、DBO方式で行うとのことですが、改めてDBO方式についての御説明をしていただきたい。

また、住之江工場の次には鶴見工場の建替えに着手するとお聞きしておりますが、建替え後の鶴見工場の運営形態はどのような方式になるのかも併せて教えてください。

○議長（高山美佳君） 宮井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

工場施設建設に関する令和3年度の歳出は、62億7,569万4,767円でございます。このうち住之江工場更新事業にかかる歳出は、62億2,036万1,772円であり、鶴見工場整備計画調査事業にかかる歳出が5,533万2,995円でございます。

住之江工場更新・運営事業で実施するDBO方式は、デザイン・ビルド・オペレート（Design Build Operate）の略であり、組合が定める要求水準書に基づき民間事業者が設計・施工を行い、完成した施設を運営する一括発注方式でございます。

運営管理につきましては、設計・施工を行った民間事業者と運転監理や点検補修などを包括的に長期契約で実施することによるコスト削減が見込まれ、現在、ごみ焼却工場を建設する場合の方式として多くの自治体で採用されております。

鶴見工場の建替えにつきましては、令和5年度から令和10年度までの6年間を予定しており、令和11年度から20年間の運営形態につきましては、現在、組合の技術職員が行っている工場の運転計画の策定やプラント設備の整備計画の立案、定期整備工事などの発注、監督、検査業務などは引き続き組合職員が行い、技能職員が行っている日常の運転監視や法定点検などの整備業務を民間事業者へ委託する方式で計画しております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） ありがとうございます。

DBO方式についてですが、我が会派の井上議員がかねてより指摘してまいりましたとおり、公共の役

割と責任の後退という面が重大だと考えます。

また、コスト削減を謳って導入されているPPPやPFIなどの様々なコンセッション方式、DBO方式もそうだと思いますけれど、必ずしもコスト削減にならないというケースも会計検査員などから指摘されておりまして。フランスのパリ市でも水道事業の再公営化などの動きが出ているところで。

次の鶴見工場建替えに当たって、運営は民間委託で計画ということだったと思いますけれど、これも同様に公共の役割を果たせるのかという視点が必要だと考えます。

また、大規模災害などがあった場合に、迅速な対応が直営でなければ、本震から対策までの動きを素早くとれないことも想定されます。直営を守っていくことが市民サービスを守ることにつながると考えます。先ほど述べました技術継承という点と併せ、直営での大切さを再確認していただきたいと思います。

最後に、環境施設組合は埋立処分場の管理も担っておりますので、埋立処分についてもお尋ねいたします。

成果報告書の33ページ、端末を御覧の方は71ページですね。

令和3年度決算においては埋立処分費用が予算現額より約2億6,700万円の減となっておりますが、その理由について教えてください。

○議長（高山美佳君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場6工場から排出される焼却残滓は、北港処分地または大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、いわゆるフェニックスに輸送し、埋立処分を行っております。

焼却残滓の埋立処分に要した経費が減となった主な理由につきましては、予算で想定していた量よりも大阪湾広域臨海環境整備センターでの処分量が減ったこと等により、処分費用が減となったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） ありがとうございます。

北港処分地とは夢洲の一角にある一般廃棄物の埋立処分地ですね。

なぜ埋立処分費が減ったかという点、もちろん全体の処分量が減ったということがあるのですが、フェニックスでの処分量が減って、夢洲の処分量が増えたということで処分量が抑えられたということですね。

夢洲とフェニックスの何が違うか、皆さん御存知と思いますが、一応押さえておきたいのですが、夢洲に埋め立てるなら運搬などの実費はかかるけれども処分費用は必要ない。かたやフェニックスに埋め立てるなら実費の他にトンあたり1万1,100円の処分費がかかる。ここが大きく違いますよね。

この処分費、数回の値上げを経て現状が1万1,100円だということですが、今後のさらなる処分費増大への懸念もあります。夢洲に埋めることがごみ処理経費の抑制に貢献していると考えます。

東京都を見ますと、今埋め立てている新海面処分場が最後の最終処分場だということで、できるだけ長く使おうと、設立当時からずっとキャンペーン、号令がかけられています。

焼却灰の溶融など減量技術の向上、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの徹底。そして、市民への啓発。大事な処分場を長く使いたいということも徹底されて取組んできて、当初30年とも言われていた寿命を2018年にと50年は埋めますよということで、長く使いたいということが発表されております。

夢洲は計画どおりの埋立年を全うして、跡地利用を万博にということなのですが、はっきり申し上げてもつたいないと思います。次の最終処分場を作っておくことが困難であるということは言うまでもありません。大事に使わなければならないのに、見切りをつけて跡地利用に走っている場合ではないわけです。

大事な大事な最終処分場です。トイレのないお家には住めないように、最終処分場は都市機能の大事な根幹です。その最終処分場の延命化を再度強調し、関係各所に環境施設組合からも働きかけていくべきではないでしょうか。

縷々申し上げてまいりましたけれども、ごみ処理施設や最終処分場は、言うまでもなく、市民生活にとって必要不可欠、なくてはならない大事な都市機能であり、市民生活が安全で快適に行われることを保障しているものですよね。この重要な都市機能は、一つ目は委託ではなく行政が直接責任を持って行うことが必要であるという点、二つ目は職員の増員と技術継承を本気で実施しな

ければいけないのではないですかという点、そして、最後の砦の夢洲を最終処分場として延命して使うべきだというその観点からも、今回の決算は市民への責任を果たせていないということを指摘させていただきまして、反対の立場を表明して私からの質疑といたします。

ありがとうございました。

○議長（高山美佳君） これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（高山美佳君） これより採決に入ります。

報告第3号について、起立により採決いたします。

○議長（高山美佳君） お諮りいたします。報告第3号について認定すべきものと決することに賛成の方は御起

立願います。

（賛成者起立）

○議長（高山美佳君） 多数であります。よって、報告第3号について、認定すべきものと決しました。

閉 議

○議長（高山美佳君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（高山美佳君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後2時45分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

高 山 美 佳

大阪広域環境施設組合議会議員

畑 中 一 成

大阪広域環境施設組合議会議員

谷 沢 千賀子

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和4年9月5日）（終）